

学 部 長 研 究 科 長	学 生 部 長 学 生 委 員 長	事務部長	事務副部長	学生支援課長	学生支援課

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

杏林大学長 殿

**学 生 本 人** (本人の情報に変更有⇒至急「教務課」に変更届提出)

学 籍 番 号 \_\_\_\_\_ (学年: \_\_\_\_\_ 年)

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

住 所 〒 \_\_\_\_\_

携 帯 番 号 \_\_\_\_\_

**保証人 (保護者)** (保証人の情報に変更有⇒至急「教務課」に変更届提出)

氏 名 \_\_\_\_\_ (印 (続: \_\_\_\_\_))

住 所 〒 \_\_\_\_\_

自宅電話番号 \_\_\_\_\_

携 帯 番 号 \_\_\_\_\_

## 学 納 金 延 納 願

このたび、[経済的理由 (具体的に記入): \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_] のため、

平成\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日までの間、学納金 (平成\_\_\_\_年度 前期・後期分) の納入延期をご承認下さるようお願い申し上げます。なお、期日までに納入出来ない場合は、大学の指示に従います。

### 注意事項

- ①延納願は、学納金納入期日までに必ず提出して下さい。( **前 期** : 4月15日 / **後 期** : 9月30日)
- ②当延納願未提出者は、杏林大学学則及び杏林大学院学則の定めにより、授業の出席、図書館、その他施設の利用が認められません。
- ③記入した延納期日までに納入されない場合、杏林大学学則並びに杏林大学院学則に基づき除籍となります。

#### ■問合せ窓口 :

杏林大学 学生支援課 (井の頭キャンパスC棟1階)

TEL.0422-47-8052 (直通)

平日 9:00~17:15 / 土曜 9:00~13:00 ※日曜・祝日受付不可

## 【学納金延納願：本人控え】

学生氏名 : \_\_\_\_\_

提出日 : 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

延納期限 : 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日まで

延納理由 : \_\_\_\_\_

### 注 意

- ※ 提出された学納金延納願には、「期日までに納入出来ない場合は、大学の指示に従うこと」が記載しており、本人と保証人が署名されています。
- ※ 延納期日迄に入金されない場合は杏林大学学則及び杏林大学院学則に基づき除籍となります。
- ※ 学納金納入に関する質問がございましたら、学生支援課までご連絡ください。  
連絡先 電話0422-47-8052 (直通)